

[No. 14] 都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築基準法上の道路に該当しない幅員6mの農道のみ2m以上接する敷地における、延べ面積400m²の共同住宅については、特定行政庁の認定を受けることにより建築することができる。
2. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで、特定行政庁からその位置の指定を受けて築造する道に関する基準は、地方公共団体の条例により、区域を限り、この基準と異なる基準が定められることがある。
3. 密集市街地整備法による新設の事業計画のある幅員8mの道路で、3年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
4. 自動車のみの交通の用に供する道路内に、休憩所を新築する場合は、原則として、特定行政庁の許可が必要である。